

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月
② 昭和63年2月

私が昭和62年12月に会社を退職した後、母が私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、母が保険料を納めてくれていた。

年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和62年12月21日、国民年金被保険者の資格取得日が63年1月1日となっており、62年12月が国民年金の未加入期間とされている上、63年2月が未納とされていたので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は申立期間以外の国民年金の加入期間に未納期間が無く、申立期間の同保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、国民年金の加入期間に未納期間が無いことから、申立人及びその母親の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の昭和63年1月の国民年金保険料を同年2月29日に納付し、申立期間直後の同年3月の保険料を同年3月31日に納付して以降、定期的に納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人及びその母親が、1か月と短期間である申立期間②について、納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続きを申立人の母親に任せていたが、その母親が厚生年金被保険者期間と国民年金被保険者期間に空白期間ができるような手続きをしたとは思えないと主張しているところ、申立人の母親は死亡している上、申立人は加入手続きに関与しておらず、具体的な

状況が不明である。

また、A市のマスターチェックリストによると、昭和63年1月1日の国民年金の資格取得に係る届出が同年2月1日に行われていることが確認できる
ところ、その資格取得日はオンライン記録と一致しており、行政側の記録に不
自然さは見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当該期間の保険料を納付して
いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和
63年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から57年3月まで

私は、昭和58年3月頃、テレビで20歳まで遡って国民年金保険料を納付できることを知った母と一緒に、A会館内にあったB市のCセンターで国民年金の加入手続を行い、後日、20歳まで遡って保険料を納付したのに、未納とされていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月頃、申立人の母親から「自分のことなので、一緒に来なさい。」と言われて一緒に国民年金の加入手続に行き、その母親は手続き時に、付加保険料は遡って納付することができないことと、20歳まで遡った期間の保険料額を聞いて、後日、申立人の父親の預金口座から10万円程度引き出して納付したとしており、その申立内容は具体的である。

また、申立人は、A会館内にあったB市のCセンターで国民年金の加入手続を行い、後日、20歳まで遡った期間の国民年金保険料として10万円程度を納付したと主張しているところ、同市によると、上記センターで国民年金の加入手続及び過年度納付書の発行は可能だったとしている上、申立期間を含む昭和56年7月から58年3月までの国民年金保険料額は合計10万3,140円であり、申立人の主張する金額とおおむね一致する。

さらに、B市の収納記録リストによると、申立人は、申立期間直後の昭和57年度の保険料を昭和58年10月3日に一括して過年度納付していることが確認できることから、同日時点で納付可能な申立期間を含め、過年度納付したものと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月及び同年 7 月並びに平成元年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月及び同年 7 月
② 平成元年 6 月

今回、私が申立てを行った理由は、国民年金に加入し、保険料を納付することが国民の義務と考えているためである。私は母親から、会社を退職して健康保険と厚生年金保険をやめれば、国民健康保険と国民年金に入らなければいけないと聞いており、昭和 63 年 6 月の婚姻前に会社を退職して厚生年金保険から国民年金に移った時から、保険料を納付している。引っ越した時もきちんと住所変更手続きを行い、手続きを行った時は窓口の案内どおり保険料を納めてきた。申立期間当時は、保険料をまとめて払うお金が無かったので毎月納付していたと思う。当時、1 か月の支払予定を記入して、計画表として使用していた手帳に、国民健康保険料と国民年金保険料について記入したメモが残っている。納めなければいけないものは、必ず期日を守って払っているはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 9 月に会社を退職後、同年 10 月に A 市 B 区で国民年金の加入手続きを行っており、その後も婚姻による氏名変更及び転居による住所変更を適切に行っている上、申立期間を除いて国民年金保険料の未納期間は無く、国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、申立人によると、昭和 63 年 6 月に婚姻し、同時に A 市から C 市 D 区に転居した時に、同区役所へ行き、国民年金の住所変更の手続きを行ったとしており、申立人が所持する年金手帳には、同年同月 1 日

に住所変更の記載があること、及びC市の国民年金被保険者名簿にも、異動年月日の欄に「昭和 63 年 6 月 1 日」と記載されていることから、申立内容と一致する。

さらに、C市D区では、現年度保険料が未納（対象期間は4月から8月まで又は9月まで）であった被保険者には、納付を督促する通知文書を毎年11月頃に送付していたとしているところ、申立人によると、国民年金保険料は毎月納付していたが、督促状が送付されれば必ず納付していたとしている上、当時、申立人が家計の支払予定を記入して計画表として使用していた手帳に国民年金保険料に関して記入したメモを所持しており、申立人の主張内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

加えて、申立期間②については、申立人によると、平成元年6月にE市へ転居した時もC市D区に転居した時と同様に住所変更手続を行ったとしており、申立人が所持する年金手帳には、同年同月12日に住所変更を行った記載が確認できる上、E市の国民年金被保険者名簿は既に破棄されているものの、C市の同被保険者名簿には転居先であるE市の住所が「元年6月6日」の日付で記載されていることから、申立内容と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年4月まで

私は、高校卒業後に家業のA業を継ぎ、20歳直前にB町役場（現在は、C市）から国民年金の加入勧奨があったことを覚えている。その頃は全て親に任せており、詳しいことは分からないが、両親が同町役場で加入手続きを行い、毎月、婦人会の役員が自宅に保険料を集金に来ていたことを覚えている。また、年金手帳は加入手続き時に役場の窓口で渡されたように思う。現在、父母共に既に死亡しており、当時の状況は分からないが、両親は保険料を全て納付しており、それまで納付していた私の保険料だけを途中から支払わないことは不自然だと思う。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB町の国民年金被保険者名簿によると、昭和59年12月3日を受付日として、申立期間に係る資格喪失日が、59年5月1日と記載されていることが確認できることから、申立人は、資格喪失日の時点まで被保険者として扱われていたことが推認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の両親は共に、当該期間の保険料を納付済みであり、国民年金の加入期間を全て納付している上、当時、同居していた申立人の妹に保険料の未納期間は無く、申立人も申立期間以外は全て納付済みであることから、申立人世帯における納付意識の高さがうかがえる。

さらに、C市によると、申立期間当時の保険料の納付方法について、納付組織による保険料の徴収が行われていたとしており、申立人が記憶する納付方法と一致する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月31日から同年10月25日までの期間について、船員保険料を船舶所有者（A 現在はB社、以下同じ。）により給与から控除されていたと認められることから、申立人の船舶所有者（A）における資格取得日に係る記録を同年7月31日、資格喪失日に係る記録を同年10月25日に訂正し、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を1万円とし、同年9月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、船舶所有者は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月24日から同年10月1日まで
② 昭和35年7月30日から同年8月5日まで
③ 昭和36年6月26日から同年10月25日まで
④ 昭和36年12月23日から37年2月1日まで

私は、昭和31年5月24日から36年10月25日までC社又はA氏個人が所有する船舶D、船舶E、船舶F、及び船舶Gで（申立期間①から③まで）、36年12月23日から38年7月10日までH社が所有する船舶Iで（申立期間④）、それぞれ船員として勤務していた。

しかし、国（厚生労働省）の記録によると、船員保険の4つの空白期間があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する船員手帳によると、申立人は、i) C社が所有する船舶Eに昭和31年5月24日から33年2月5日までの期間、及び船舶Fに同年2月5日から35年2月29日までの期間、ii) A氏が個人所有する船舶Dに36年1月13日から同年6月14日までの期間、及び船舶Gに同年7月31日から同年10月25日までの期間、iii) H社が所有する船舶Iに36年12月23日から37年12月29日までの期間、それぞれ乗船していたことが確認で

きる。

- 2 申立期間③について、申立人が所持する船員手帳によると、申立人は昭和36年7月31日から船舶Gに「機関士」として乗船し、同年8月8日、J地において職務を「機関長」に変更していることが確認できる。

この点について、申立人は、「乗船当初の機関長が急遽、J地で下船することとなり、私が代わって後任の機関長となった。」と供述しているところ、船員保険被保険者名簿から、前任の機関長は、昭和36年1月5日から、申立人が後任の機関長となった翌日の同年8月9日まで加入記録が継続しており、前任の機関長の下船日と船員保険の資格喪失日が一致していることが確認できる。

また、申立人及び元同僚は共に、「船舶Gには、船長、機関長、甲板長、操機長及び通信士については、必ず各一人が乗船し、他に数人の機関士や甲板員等がいた。」と供述しているところ、元同僚（甲板長）は、「申立期間③において、申立人と共に同船に乗船していた。」と証言している上、オンライン記録によると、元同僚の加入記録は、当該期間③を含む昭和35年8月5日から37年4月17日まで被保険者資格が継続していることが確認できる。

加えて、申立期間③に船舶所有者（A）において加入記録がある57人（上記の元同僚を含む。）のうち、住所が確認できた7人に照会し、4人（当該同僚を含む。以下同じ。）から回答を得たが、同船舶所有者における船員保険記録について、当該4人全員が、「自分の乗船した期間と船員保険記録はおおむね一致している。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和36年7月31日から同年10月25日までの期間については、船員保険の被保険者として、給与から船員保険料が控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳及び同僚（申立人と同年代でかつ同じ機関員）に係る船員保険被保険者名簿の記録から、昭和36年7月及び同年8月の標準報酬月額を1万円とし、同年9月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが妥当である。

なお、船舶所有者が申立人に係る船員保険料を社会保険事務所（当時）に納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者は既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することはできないが、仮に、船舶所有者から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、船舶所有者は、社会保険事務所へ申立人に係る資格の得喪等の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年7月31日から同年10月25日までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、船舶所有者は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

3 一方、申立期間③のうち、昭和36年6月26日から同年7月31日までの期間については、申立人の船員手帳に申立人の雇入記録が存在しない。

4 申立期間①については、C社に係る船員保険の新規適用年月日は、昭和31年10月1日であることから、申立期間①はC社の船員保険の適用前の期間である。

また、昭和31年10月1日に被保険者資格を取得している元従業員は、「私は、27年5月から約17年間、C社及びA氏の所有する船舶に乗船したが、入社当初は船員保険に加入しておらず、病院にも行けない惨めな状況であった。このため、労働者10人を募り事業所に対し船員保険に加入するよう働きかけた結果、31年10月から船員保険が完備された。」と具体的に証言している。

5 申立期間②については、申立人の船員手帳によると、申立人の雇入記録が存在しない上、申立期間②の直前における雇止事由は、「病欠のため」とされており、申立人が、申立期間②において療養中であった可能性が考えられる。

6 申立期間④については、申立人の船員手帳によると、申立人の雇入日は昭和36年12月23日であることが確認できる。

しかし、H社に係る被保険者名簿によると、申立人を含む16人が昭和37年2月1日に一斉に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該16人のうち唯一連絡が取れた元同僚は、「36年12月中に申立人を含む15人程度の乗組員が船舶Iに乗船した。」と供述している。この乗船の時期は、上記の申立人の雇入時期と一致することから、船舶所有者は、申立人を含むこれら船員を、雇入れと同時に船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

7 このほか、申立期間①、②及び③のうち、昭和36年6月26日から同年7月31日までの期間並びに④に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③のうち、昭和36年6月26日から同年7月31日までの期間並びに④に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年11月30日から58年2月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を57年11月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年11月30日から58年2月10日まで
② 昭和58年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和56年10月にB社に就職し、58年3月末日に退職するまで同一勤務地で継続して勤務していた。途中、B社のC部門がA社となったが、継続して勤務しており、退職したのは58年3月末日であるので年金記録に欠落があるのは納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「B社のC部門が途中でA社となったが、継続して勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、申立人のB社からA社への被保険者記録は継続しており、申立期間①当時は同社において被保険者記録が確認できる上、複数の元同僚が申立人の主張を裏付ける証言をしていることから、申立人は、申立期間①において、同社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管する昭和58年1月の給料支払明細書によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和58年2月10日であり、申立期間①は適用事業所となる前の期間であるものの、i) 同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は57年7月*日に設立されてい

ること、ii) 同社が厚生年金保険の適用事業所となった日(58年2月10日)に資格を取得している6人(当時の代表取締役及び申立人を含む。)の雇用保険被保険者記録を確認したところ、当時の代表取締役を除く5人は申立期間①に継続して同社に係る雇用保険被保険者記録があること、iii) 同社の元従業員によると、「申立期間①当時、同社には5人程の常勤従業員がいた。」と証言していることなどから、申立期間①について、同社は厚生年金保険法が定める適用事業所となるべき要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における昭和58年2月の社会保険事務所(当時)の記録により、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間②については、申立人は「昭和58年3月末までA社において勤務した。」と主張し、その裏付けとして、同年同月のスケジュール帳の写しを提出しており、当該スケジュール帳には、申立期間②中の同年同月24日に職務に関連する記載、及び同年同月26日に送別会の記載が確認できる上、申立人に係る同社発行の在職証明書によると、56年10月1日から58年3月31日までの在職を証明している。

しかしながら、上記のA社発行の在職証明書の日付は申立期間②前の昭和58年3月4日であることが確認できる上、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び同離職票によると、申立人の同社における離職日は同年同月20日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録と一致する。

また、申立期間②にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる4人及び申立人と同日に資格を喪失している1人の合計5人のうち、所在が確認できた4人(申立人と同日の資格喪失者を含む。)に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、4人全員から回答があったものの、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入及び保険料控除を裏付ける証言等は得られない。

さらに、A社によると、「申立人の勤務実態や保険料控除の状況が分かる資料が残っていない。」と回答している上、当時の代表取締役は既に死亡していること等により、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄には、健康保険証を返納したことを示す表記が確認できる上、資格喪失日は昭和58年3月21日と記載されており、オンライン記録の資格喪失日と一致する。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和39年10月1日から41年7月21日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は41年7月21日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和39年10月から40年9月までは2万4,000円、同年10月から41年6月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から41年11月1日まで

私は、昭和37年3月にA社に入社し、B出張所、C出張所、D出張所での勤務を経て、39年10月から41年10月末頃まではB営業所で勤務していたが、当該営業所における年金記録が欠落しているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和39年10月1日から41年7月21日までの期間については、オンライン記録によると、39年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、雇用保険の記録により、申立人はA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日の記載が無く、これについて、同社を管轄する日本年金機構E事務センターは、「オンライン記録上、申立人の資格喪失日が昭和39年10月1日となっている理由は不明である。」と回答している。

さらに、日本年金機構E事務センターは、「昭和40年前後に、被保険者名簿から被保険者原票に切り替えた。」と回答しているところ、上記のA社に係る被保険者名簿によると、最後の被保険者の資格取得日は39年3月16日であり、その翌日以降に被保険者資格を取得した者については、被保険者

原票が作成されていることが確認できる。

一方、昭和39年3月16日までに資格喪失していない者については、翌年8月の算定基礎届の際に、被保険者名簿から被保険者原票に切り替えられているところ、申立人と同日（37年3月14日）に被保険者資格を取得し、かつ被保険者名簿に資格喪失日の記載が無い者は申立人を含め140人いるが、このうち、被保険者原票が確認できない者は申立人のみであることから、申立人の被保険者原票が紛失した可能性がうかがえる。

加えて、A社は、「人事異動の際も、給与から厚生年金保険料は控除されていたと考えられる。また、申立期間当時、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入手続は同時に行っていたはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和39年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である41年7月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同じ営業職であった同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和39年10月から40年9月までは2万4,000円、同年10月から41年6月までは2万6,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和41年7月22日から同年11月1日までの期間については、雇用保険の記録が無く、申立人がA社B営業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月7日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年7月7日まで

昭和25年4月からの3か月間の年金記録が欠落しているが、私は、この期間においても、B事業所で運転手として勤務していた。

勤務地が同じだった同僚は、この期間の年金記録は欠落していないし、私は、この期間の厚生年金保険料も支払っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚二人の証言から、申立人が、申立期間において、A事業所による労務管理の下、B事業所で勤務していたことが推認できる。

また、C県が保管しているA事業所の駐留軍労務者に係る前渡資金支払証憑書^{ひょう}によると、申立人は、昭和25年4月1日から同年7月7日までB事業所に継続して勤務し、同年4月から同年6月までの給与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る前渡資金支払証憑書の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖しており関連資料等が不明であるものの、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所への資格の取得

及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年9月20日から同年10月20日までの期間に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社B支店における資格取得日に係る記録を22年9月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月17日から21年7月1日まで
② 昭和22年2月1日から同年6月1日まで
③ 昭和22年9月20日から同年10月20日まで

私は、陸軍召集解除後、縁故紹介により、昭和20年12月17日にC社D支店（現在は、E社が承継）に入社した。給与は、普通どおり受給していたと思う（申立期間①）。

次に、私は、A社に転職した。現在も、昭和22年2月1日付けの辞令書類を所持しているが、年金記録によると、同年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したとされている（申立期間②）。

その後、私は、結婚を予定していたことから、A社B支店への勤務を希望し、昭和22年9月19日付けで同支店勤務の辞令を受けた。これも辞令書類を所持しているが、年金記録によると、同年同月20日にA社（本社）で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同社B支店で被保険者の資格を取得した記録とされている（申立期間③）。

申立期間①については、試用期間だったのかも知れないが、申立期間②及び③については、会社の社会保険事務所（当時）への届出が遅れたことによることと思うので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、申立人が提出した辞令書類及びA社が提出した異動辞令簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社総務部から同社B支店に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が提出した辞令書類及びA社が提出した異動辞令簿により、昭和22年9月20日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の記録から、2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、E社から提出を受けた人事記録及び社員俸給順職員録により、申立人が当該期間においてC社D支店で勤務していたことが確認できる。

しかし、文書照会に対し回答があった元従業員3人全員が、申立人について記憶しておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況を確認することができない上、当該3人のうち1人が、「勤務期間と厚生年金保険加入期間が一致する。」と回答している（残る2人は無回答）上、保険料控除については具体的な証言を得ることができず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、E社は、「C社に係る人事記録において、申立期間①の前後おおむね半年以内に、同社D支店において採用された従業員又は同支店に異動した従業員に関する記録は確認できない。」と回答しており、申立人と同時期に同社D支店に入社又は異動した元従業員に関する記録と、比較検証することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が、C社D支店において、昭和21年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記載が確認できる上、ほかに、旧台帳に不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間②については、申立人が提出した辞令書類及びA社から提出を受けた異動辞令簿により、申立人が当該期間において同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、上記異動辞令簿によると、申立人と同様に、昭和22年2月1日

にA社に入社し、本社総務部に配属された従業員が17人（申立人を含む。）確認できるところ、オンライン記録によると、当該17人のうち11人は同年3月1日に、二人（申立人を含む。）が同年6月1日に、一人が同年7月1日に、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる（残る3人については不明。）ことから、申立期間②当時において、同社は、少なくとも本社総務部所属の従業員については、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが確認できる。

また、旧台帳によると、申立人が、A社において、昭和22年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記載が確認できる上、ほかに、旧台帳に不自然な点は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社が承継）における資格取得日に係る記録を昭和45年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月21日から46年11月11日まで

私は、昭和45年11月21日から46年12月20日までの期間、A社に勤務していた。主な仕事内容は一般事務で、請求書を作成等したりしていた。60歳になり老齢年金の裁定請求をする際に同社に勤務していた期間の厚生年金記録が1か月とは短いと社会保険事務所（当時）で主張したが、応じてくれなかった。厚生年金基金の記録では、45年11月21日から46年12月20日までの加入期間があり、その分の年金を受け取っている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及びC厚生年金基金の加入記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる上、同社の元同僚は、「申立期間においては、申立人に係る厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険に関する手続を行い、厚生年金保険料も控除していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間、適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、申立人及び同僚の供述から、当時の厚生年

金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の元事業主は、「厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険の資格取得に係る手続を同時に行っており、申立人についても、厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を行うとともに、申立期間に係る保険料についても納付した。」と主張しているが、これを確認できる関連資料と周辺事情は無く、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和19年5月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年11月1日から19年6月1日まで

私は、昭和15年頃から入営する19年8月まで、継続してA事業所に勤務していたにもかかわらず、17年11月1日から19年6月1日までの厚生年金の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和19年5月1日から同年6月1日までの期間については、申立人の年金記号番号である*番に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録では19年6月1日となっているものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では同年5月1日となっている上、申立人の年金記号番号を含む*番から*番までの同番号に係る被保険者資格取得日も同日となっていることが確認できる。

また、旧台帳によると、上記の*番から*番までの年金記号番号は、A事業所の従業員を対象として払い出された年金記号番号であることが確認できる上、当該事業所においては、申立人を除く全ての被保険者21人の資格取得日が昭和19年5月1日であることが確認でき、事業主が、申立人のみ同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和19年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和19年6月の厚生年金保険被保険者台帳の記録より、50円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和17年11月1日から19年4月30日までの期間については、旧台帳によると、申立人を含む11人が17年1月1日（オンライン記録上は、労働者年金保険制度の準備期間後の同年6月1日）にB社で被保険者資格を取得し、そのうちの二人は同年2月と同年7月に同資格を喪失し、申立人を含む残りの9人全員が同年11月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、旧台帳により、昭和19年5月1日にA事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる上記の21人のうち3人と申立人は、B社においても厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、これら4人はいずれも、B社における被保険者資格取得日とは別の年金記号番号により、A事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚、後継会社及び近隣の同業他社に聴取しても、A事業所における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間のうち昭和17年11月1日から19年4月30日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和17年11月1日から19年4月30日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年7月までは1万6,000円、同年8月から同年10月までは6万円、同年11月及び同年12月は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年1月5日まで

私は、昭和44年5月にA社に入社し、平成9年12月に退職するまで、同社B支店で営業職の契約社員として勤務していた。

給与からは、健康保険料や厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合の健康保険被保険者名簿によると、申立人が、昭和44年5月2日にA社B支店で健康保険被保険者資格を取得し、申立期間において健康保険被保険者であったことが確認できる。

また、申立期間当時におけるA社B支店の事務担当者は、「当時、厚生年金保険と健康保険組合の被保険者資格の取得に係る届出書類は複写式の書式ではなかったが、それぞれの資格取得手続は同時に行っており、資格取得手続後の給与から保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険組合の記録から、昭和44年5月から同年7月までは1万6,000円、同年8月から同年10月までは6万円、同年11月及び同年12月は10万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A事業所から、平成19年7月10日に支給された賞与について、ねんきん特別便に記録されている標準賞与額が、本来なら10万円のところ、1万円となっているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を1万円として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年3月10日に、資格喪失日に係る記録を47年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、46年3月から同年6月までは3万3,000円、同年7月から47年6月までは3万9,000円、同年7月から同年9月までは4万8,000円、同年10月及び同年11月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月10日から47年12月31日まで
私は高校卒業後の昭和46年3月から47年12月までA社B部に勤務していた。その間の給与から保険料は控除されていたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前の昭和45年12月8日から47年2月22日までに資格を取得している被保険者であって、48年1月以降に資格を喪失している被保険者42人の被保険者資格取得の届出は、同年10月1日以降に遡及して手続が行われていることが確認できるものの、申立人の同社に係る被保険者記録は確認することができない。

しかしながら、i) 昭和46年4月のA社の社内報によると、「高卒46年3月9日入社」として申立人の氏名が確認できること、ii) C健康保険組合が保管している被保険者台帳によると、申立人は、同社において46年3月10日に健康保険被保険者資格を取得し、47年12月31日に同資格を喪失していることが確認できること、iii) 申立人が所持している失業保険被保険者証が、同社を管轄するD公共職業安定所において46年4月1日に交付されていることが確認できることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認

められるところ、申立人の元同僚の雇用保険被保険者記録、健康保険組合の被保険者記録及び厚生年金保険被保険者記録は全て一致する上、申立期間当時総務部に勤務していた元上司は、「当時申立人を含む新卒者については例外なく、全員厚生年金保険の加入手続を行っていた。厚生年金保険料は当然に毎月控除していた。」と証言している。

また、上記の昭和48年10月1日以降に遡及して資格取得の届出が行われている複数の被保険者からは、「2年間分の保険料を遡って徴収された。」とする回答は無い上、そのうちの一人は、「48年頃E課長から『厚生年金保険の加入申請を忘れていたため、正常に戻す手続を行った。』との説明を受けた。その時、理由は分からなかったが『毎月保険料を控除していたため、還付をしなければならない。』との説明を受けた。」と回答していることから、当時、当該事業所が、資格取得日から毎月保険料を控除していたにもかかわらず、その届出が2年以上遅れたために、時効により社会保険事務所（当時）に納付できなかった保険料の還付について説明したことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、事業主が遡及して資格取得の届出を行った時点において、既に退職していたため、その届出は行われなかったものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C健康保険組合が保管している被保険者台帳から、昭和46年3月から同年6月までは3万3,000円、同年7月から47年6月までは3万9,000円、同年7月から同年9月までは4万8,000円、同年10月及び同年11月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成7年3月*日に解散、10年8月*日に清算終了している上、事業主は既に死亡しており、確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届並びに被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月から47年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和60年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年3月から同年9月までは15万円、同年10月から60年2月までは16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月1日から60年3月1日まで

私は、昭和53年3月末にA社に入社し、60年2月末に退職するまでの間、継続して勤務していたが、年金記録によると、59年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった給与明細書(昭和60年2月)、同社が保管する入退連絡簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が当時加入していたB厚生年金基金から業務を引き継いでいる企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳によると、申立人は昭和60年3月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、資格喪失日が昭和59年3月1日である旨の記載があるにもかかわらず、同年10月1日の定時決定の記録が記載されている上、資格喪失に係る進達年月日が60年3月7日となっているなど記録に不自然な点が見受けられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和60年3月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所

に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金加入員台帳の記録から、昭和59年3月から同年9月までは15万円、同年10月から60年2月までは16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和49年7月を9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和52年1月から同年3月までは12万6,000円、同年4月から同年7月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月1日から51年10月1日まで
② 昭和51年11月22日から52年8月1日まで

A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）にそれぞれ勤務していた期間の一部について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と給与明細書に記載されている給与額が相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持するA社の給与明細書により、申立期間①のうち、昭和49年7月は9万8,000円に、また、B社の給与明細書により、申立期間②のうち、52年1月から3月までの期間は12万6,000円、同年4月から7月までの期間は、14万2,000円に、それぞ

れ訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち昭和49年7月を除く期間並びに申立期間②のうち51年11月及び同年12月については、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を49万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私の平成19年12月の賞与については、ねんきん定期便では4万9,000円になっているが、事業所に問い合わせたところ、正しくは49万7,000円のところを、間違っって届け出たことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成19年12月の賞与明細書によると、厚生年金保険料は控除されていないことが認められるが、申立人が保管する同年同月の給与明細書及びA事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る賞与について、その主張する標準賞与額（49万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により同月の給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出をしていないと認めていることから、事業主が4万9,000円を標準賞与額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和31年8月1日にA社に入社して以降、平成6年3月31日に定年退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、昭和46年4月1日付けで同社本社から同社B工場に異動した際の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の社内経歴及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和46年4月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる当時の書類が残っていないため不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 8 日
② 平成 18 年 7 月 10 日
③ 平成 18 年 12 月 8 日
④ 平成 19 年 7 月 10 日
⑤ 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間①から⑤までに支給された賞与額は15万円であるが、年金記録では、標準賞与額の記録が1万5,000円となっている。勤務先であるA社が社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を誤った金額で届け出たことが原因なので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を1万5,000円として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

申立期間に支給された賞与額は10万円であるが、年金記録では、標準賞与額の記録が1万円となっている。勤務先であるA社が社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を誤った金額で届け出たことが原因なので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与から6,827円の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる（当該保険料額に基づく標準賞与額は9万8,000円となる。）。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を1万円として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 8 日
② 平成 18 年 7 月 10 日
③ 平成 18 年 12 月 8 日

申立期間①から③までに支給された賞与額は15万円であるが、年金記録では、標準賞与額の記録が1万5,000円となっている。勤務先であるA社が社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を誤った金額で届け出たことが原因なので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を1万5,000円として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日
② 平成18年7月10日
③ 平成18年12月8日
④ 平成19年7月10日
⑤ 平成19年12月10日

申立期間①から⑤までに支給された賞与額は15万円であるが、年金記録では、標準賞与額の記録が1万5,000円となっている。勤務先であるA社が社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を誤った金額で届け出たことが原因なので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を1万5,000円として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月8日は5万円、18年7月10日及び同年12月8日は9万8,000円、19年7月10日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 8 日
② 平成 18 年 7 月 10 日
③ 平成 18 年 12 月 8 日
④ 平成 19 年 7 月 10 日

申立期間①に支給された賞与額は5万円、申立期間②から④までに支給された賞与額は10万円であるが、年金記録では、標準賞与額の記録がそれぞれ、5,000円及び1万円となっている。

勤務先であるA社が社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を誤った金額で届け出たことが原因なので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間①及び④については、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万円、申立期間④は10万円）に基づく厚生年金保険料を、申立期間②及び③については当該期間に係る賞与からそれぞれ7,001円、7,174円の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる（当該保険料額に基づく標準賞与額はいずれも9万8,000円となる）。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①に係る賞与の届出を5,000円と

して、申立期間②から④までに係る賞与の届出を1万円として、誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

申立期間①から③までに支給された賞与額は15万円であるが、年金記録では、標準賞与額の記録が1万5,000円となっている。勤務先であるA社が社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を誤った金額で届け出たことが原因なので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を1万5,000円として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月10日は5万円、同年12月10日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

申立期間①に支給された賞与額は5万円、申立期間②に支給された賞与額は10万円であるが、年金記録では、標準賞与額の記録がそれぞれ、5,000円及び1万円となっている。

勤務先であるA社が社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を誤った金額で届け出たことが原因なので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万円、申立期間②は10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を、申立期間①については5,000円として、申立期間②については1万円として、誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から48年4月まで

学生であった昭和43年2月に、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を集金人に納付してくれていた。45年4月から親の経営する会社に入り、給料から国民年金保険料を引かれ、母が納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間の保険料が納付されてないとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年2月に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年11月4日に厚生年金保険の記号番号で付番されていることが確認できるが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は入院中のため、保険料の納付等について具体的な内容が確認できない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から58年3月まで

昭和51年8月17日に帰化申請が受理され日本国籍を取得し、それ以来ずっと夫と一緒に、毎月一回も滞ることなく国民年金保険料を納付してきた。

私の年金手帳は、当時外国籍にもかかわらず、45年*月*日に強制加入被保険者として発行されている。しかし年金記録を確認すると、20歳から57年3月までの期間が未納とされている上、昭和57年度は保険料の免除申請をしているとの回答であったが、私は免除申請した記憶も無く、60年度に前納した記憶も無い。市の記録も国の記録も信用できず、申立期間の保険料を納付しているはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」の欄に、昭和45年*月*日に強制加入被保険者として資格取得したことが記載されていることから、同年同月から国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時の国民年金法（61年3月31日まで適用）において、日本国籍を有しない者は、56年12月31日までは国民年金被保険者の適用除外者であるため、申立人が日本国籍を取得する51年7月以前は国民年金の適用対象外である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和58年1月4日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、上記払出しの時点において、申立期間のうち55年12月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、A市の収滞納一覧表によると、昭和50年度から56年度までについては、申立人に係る国民年金の加入記録が確認できない。

さらに、上記収滞納一覧表によると、昭和 57 年度は申請免除が承認された期間であることが確認できる上、58 年度以降は 3 か月ごとに定期的に保険料を納付している記録が確認でき、それらの記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人の平成15年9月から16年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月から16年3月まで

私は、平成15年9月から16年3月までの期間も学生納付特例の申請をしたにもかかわらず、年金記録では未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は大学生であったため、学生納付特例の申請を行ったと主張しているが、申立人が在籍していた大学からの回答によると、申立人は平成15年9月に退学していることが確認でき、申立内容と相違する。

また、オンライン記録によると、申立人の平成16年度の学生納付特例の承認に係る事務は平成16年6月1日付けで処理済みであることが確認できるところ、17年1月25日に、社会保険事務所（当時）職員が納付督促のため申立人の自宅を訪問したことが同記録から確認できることから、当該日において納付督促の対象となる申立期間が未納期間であったことがうかがえる上、ほかに申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成4年4月まで

私は、大学に在学中の昭和63年8月頃に国民年金の加入及び保険料納付の書類を郵送で受け取り、アルバイトの収入から保険料を支払っていた。生活費や学費を支払いながらその都度、請求に応じて納付してきたのは本当に苦しかった。当時、A市B区の叔母の家で下宿していたが、平日の忙しい中、郵送で送られてきた納付書を持参し、C社会保険事務所(当時)の事務所で毎月現金で保険料を支払っていた。その後、平成4年5月から5年6月までD国に留学していたため、その間の保険料は支払っていないが、申立期間については、請求される都度、必ず納付していた。これまで交付された年金手帳は2冊あったが、現在1冊だけ所持しており、他の1冊は無い。叔母には、保険料を支払う度に愚痴を聞いてもらっていたので、当時のことを知っていると思う。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A市在住時に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同市において申立人に係る国民年金加入記録は無い上、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、オンライン記録においても当該期間は未加入期間とされており、申立人は申立期間に被保険者として扱われていないことから、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付方法について、E駅から南東に向かった場所に位置する事務所で毎月納付していたと主張しているところ、申立人の主張する場所にC社会保険事務所が所在していたことが確認できるものの、申立期間当時、現年度保険料は市町村を經由して納

付することとされており、C年金事務所によれば、現年度保険料を継続的に同社会保険事務所で収納することは無かったと回答していることから、申立人の主張内容と一致しない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から56年2月まで

私は、夫の仕事の関係でA市に居住していた昭和49年頃、母親に「年金に加入しておかないと年をとった時に困るので、入るように。」と言われていたので国民年金に加入した。

私は、昭和51年に名前を変えているので、ちょうどその頃には国民年金を納めていたと思う。私は、領収書といったものは1年を経過すると処分するので今となっては残っていないが、記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年頃に、申立人の母親に国民年金に加入するように勧められ、A市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、56年5月にB市で払い出されたことが確認できるが、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間は国民年金の任意加入の対象者であることから、制度上、上記払出しの状況及び申立人の資格取得日から申立人の加入手続が行われたと推認できる昭和56年3月時点から、遡って国民年金に加入することはできず、申立期間の保険料は納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年2月まで

申立期間当時、私の国民年金保険料の納付書が郵送されてきたが、私は専門学校の学生で収入が無かったため、父親が郵便局に行って代わりに納付してくれていた。私の二人の兄の国民年金保険料も父親が全て納付しているが、私の申立期間のみが未納になっている。

当時、父親は従業員数約400名の会社に勤務し、部長や支所長をしており、経済的に困ることは無く、私の年金保険料を未納にするようなことは考えられない。現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成8年3月8日に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は同年3月に届出を行ったことが推認されることから、この時点において申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間となる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の父親は、郵送で申立期間に係る納付書が届いたとしているものの、加入手続に関する具体的な記憶は無く、平成4年4月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、上記の国民年金手帳記号番号払出年月日と同時期の平成8年4月25日に、それ以前の申立人に係る国民年金の資格記録が遡及して入力されていることが確認でき、その時点まで、申立期間は未加入期間であったと推認されるところ、A市によると、加入手続を行わずに納付

書が発行されることは無いとしており、申立人は当該期間に被保険者として扱われておらず、制度上、保険料を納付することができない。

加えて、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から12年3月まで

私は、平成11年*月に20歳になり、国民年金の納付書が自宅に届いたので、同年10月及び同年11月の保険料をそれぞれの月に納付した。同年12月から翌年の2月までの保険料は支払うことができなかったが、12年4月からA社に入社することが決まり、会社から、国民年金保険料の領収書又は年金手帳を持ってくるように言われたので、今まで納付していなかった申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。最近になって、ねんきん特別便が自宅に届き、まとめて納付した期間が免除になっていることに大変驚いた。誰も免除申請を行っていない上、私は免除申請の手続があることすら知らなかった。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になり納付書が届いたので、平成11年10月及び同年11月の保険料をそれぞれの月に納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間の保険料をまとめて12年4月3日に納付していることが確認でき、申立人の主張と符合しない上、申立期間はオンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金保険料の申請免除期間を示す「Z」が表示されていることが確認でき、記録に不自然な点は見当たらないことから、当該期間に納付していたとは考え難い。

また、申立期間は、平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月から同年3月まで

私は、平成11年12月に会社を退職し、A市役所から納付書が送られてきたので、国民の義務だと思い、国民健康保険料と共に国民年金保険料を同市役所で納付した。しかしながら、ねんきん特別便を見ると、申立期間が未加入とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年1月から同年3月までの間に、A市役所から納付書が送付されてきたので、国民健康保険料と共に、国民年金保険料を同市役所窓口で納付したと主張しているところ、申立人が、申立期間直前に加入していた健康保険組合の回答によると、申立人は、申立期間当時、同健康保険組合の健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できることから、国民健康保険料と共に納付したとする主張と相違する。

また、オンライン記録によると、申立人が平成12年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴う国民年金の加入手続を行っていなかったため、同年4月24日に社会保険事務所（当時）で作成された「未加入期間国年適用勧奨」の未適用者一覧表の対象者とされていることが確認できることから、同日時点においても申立期間は未加入期間であり、申立人が、同年1月から同年3月までの間に、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

私は、20歳になった平成2年*月頃、パートタイマーだったために国民年金に加入しようと思い、A市役所B支所で加入手続を行った。

納付については、毎月納付書により郵便局で納付していたのに、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年*月頃に、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は5年11月26日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記、払出しの時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録及びA市の収滞納記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は平成6年2月19日で一致しており、申立期間については未加入期間と記録されていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間以降平成10年1月まで、同一の住所地に居住していることが確認できることから、A市役所において、住所地に変更のない申立人に対して、重複して国民年金手帳記号番号を払い出すとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 9 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 9 年 4 月から同年 12 月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、社会保険事務所（当時）で照会したところ、申立期間①から③までの期間が未納となっていることが分かった。

昭和 51 年 4 月以降の国民年金保険料は、自身で 300 か月は納付しており、年金記録に納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を 300 か月は納付しており、申立期間①から③までの期間が未納とされている年金記録に納得できないと主張しているが、申立期間に係る納付等の具体的な記憶は無い。

また、申立期間①及び②については、国民年金被保険者台帳によると、申立人の元夫も申立人と同様、未納期間と記録されているところ、A 市の収滞納一覧表によると、申立人及びその元夫の昭和 51 年度から 54 年度までの納付済みと記録されている期間の国民年金保険料の収納日は、夫婦同一日であることが確認できる。

さらに、申立期間③については、平成 9 年 1 月以降の期間の申立てであり、基礎年金番号が導入された以降の期間であることから、国（厚生労働省）における記録管理の信頼性は高かったものと考えられ、オンライン記録によると、申立期間③前後の期間について、収納日を含め過年度納付による収納の状況が記録されていることが確認できることから、申立期間③のみ、納付記録が欠落するとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から63年12月までの国民年金保険料については、免除していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から63年12月まで

私と夫は二人共A業の専門家になりたくて、B地区に昭和52年から二人で暮らし始めたが、私は身内に結婚を反対されていたので、籍を入れたのは53年になってからである。その頃は二人共、A業に従事できさえすればよいと思っていたので、夫がA業教室を開くだけの収入で生計を立てていた。

国民年金については、私がC市の広報紙で保険料の免除制度を知り、関心が無かった夫と一緒に手続を行ったので、夫と同じ時期に免除になっているはずだが、現在の記録では、申立期間は未納期間となっている。手続を行った後に全額免除のはがきを送られてきたことを覚えており、保管していたが、平成15年に自宅が火事に遭い、全て焼失してしまったので残っていない。

どうして私だけ申立期間の約10年間が免除期間になっていないのか、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成元年6月に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入者の資格取得日より昭和63年12月から平成元年5月までの間に加入したものと推認できる上、C市の国民年金の記録において、申立期間に係る申立人の記録は無く、申立人に係る国民年金被保険者原票は確認できないことから、申立人が当該期間において被保険者として取り扱われた形跡は確認できず、制度上、免除申請を行うことができない期間となる。

また、申立人は、昭和53年12月に婚姻して、翌春に夫婦一緒に国民年金の手続を行ったとしているところ、オンライン記録によると、申立人の夫は婚姻前の同年1月から保険料が申請免除期間であることが確認でき、申立内容と符

合しない。

さらに、申立人は、機械印字された免除決定通知を記憶しているが、D年金事務所によると、電算システム化（昭和59年度から60年度にかけて整備）前の時期における免除決定通知は、手書きであったとしており、申立人が記憶する同通知は、現在の記録で確認できる免除期間（平成元年1月以降）に発行されたものとするのが自然である。

このほか、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号は確認できない上、当該期間に係る国民年金保険料を免除していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を免除していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年5月までの期間、2年12月から4年3月までの期間、5年1月及び同年2月並びに17年6月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から同年5月まで
② 平成2年12月から4年3月まで
③ 平成5年1月及び同年2月
④ 平成17年6月から同年10月まで

平成2年3月頃に、私の母が、私の国民年金の加入手続をA町役場（現在は、B市A庁舎）で行ってくれた。5年以前は、親の銀行口座から一緒に口座振替で国民年金保険料を納付していたので証拠は無く、17年6月から同年10月までについては、いつ頃、どこで納付したのか覚えていないが、約7万円を親に渡して納付してもらっていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月頃に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、5年8月12日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張する加入時期と相違する上、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①から③までについては、オンライン記録によると、平成11年2月25日に当該期間の資格取得及び喪失の記録が追加及び訂正の入力処理されたことにより、未加入期間から未納期間となったことが確認できる上、当該入力処理日時点では、申立期間①から③までの国民年金保険料は、時効に

より納付することができない。

さらに、申立期間④については、オンライン記録によると、平成17年、18年及び19年の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書照会処理票から、申立期間④の保険料を現年度又は過年度納付していたことがうかがえない上、申立人は、親に約7万円を渡して納付してもらったと主張しているのみで、当該期間に係る納付時期や納付場所に関する具体的な記憶は無い。

加えて、申立人が、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月から15年2月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月から15年2月まで

私は、「ねんきん特別便」を見たところ、平成14年6月から15年2月までの期間の学生納付特例が認められていないことが分かった。

学生の納付特例等は、私の兄姉も申請を行っていたことから、当時、大学生であった私は、20歳の誕生月に国民年金保険料に関するはがきが届いた際、母親と一緒にA公民館に赴いて学生納付特例の申請を行っており、平成15年3月以降の納付特例は認められているのに、申立期間が認められていないのはおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年*月に学生納付特例の申請を行ったと主張しているが、B市によると、国民年金保険料学生納付特例は申請日の属する月の前月から承認されるとしているところ、国民年金保険料納付特例申請書を見ると、申立人は、15年4月10日に同市において同申請を行っており、平成15年度及び申請月前月である平成15年3月の計13か月の申請を受け付けていることが確認できることから、申立人の主張する14年*月に平成14年度の学生納付特例の申請を行っていたとすると、当該申請によって平成15年3月は承認済みとなるため、前記の申請時（15年4月10日）において、同年3月の申請を重複して受け付けることは無いものとするのが自然である。

また、申立人が申立期間の学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料は無く、申立期間当時、同申請があったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2002 (事案 647 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から48年3月までの期間、53年10月から57年3月までの期間及び58年5月から61年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和57年4月から58年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から48年3月まで
② 昭和53年10月から57年3月まで
③ 昭和57年4月から58年4月まで
④ 昭和58年5月から61年1月まで

私は、自営業を始めた昭和42年頃、自宅に来た女性の集金人に国民年金の加入勧奨を受け、その場で加入手続きを行い、加入後の保険料は、当時の妻が毎月来る集金人に納め、離婚後は、私が集金人に保険料を納めていたと記憶している。

昭和48年頃、個人経営から株式会社に改組し、厚生年金保険の適用を受けていた時期もあったが、経営難から53年に再び個人経営に戻した際は、顧問の税理士に国民年金と国民健康保険の手続きを行ってもらったと記憶しており、申立期間①、②及び④が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間③の時期は、生活保護を受けており、国民年金の免除申請を行っていたと思うので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国(厚生労働省)が保管する記録には、申立人が国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金被保険者資格を取得したとする記録が確認できない上、申立人が当時居住していたA市の記録においても、加入手続きを行って、国民年金保険料を納付していたことが確認できず、ほかに申立人が申立期間に係る国民

年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を平成 11 年 11 月に受給した際、B 社会保険事務所（当時）の担当職員が国民年金に関する説明を行わず、申立人も厚生年金保険と国民年金は別の制度と認識していたとしているが、当該受給申請書には、申立人が国民年金等の公的年金加入期間について記入していないこと、及び社会保険事務所（当時）の担当職員が申立人に対し、厚生年金保険被保険者期間が 213 か月しか無く、その他の公的年金期間が一切無い旨の説明を行い、申立人が納得の上、脱退手当金を受給した旨の記載があることが確認できること、iii) 申立期間③については、A 市社会福祉事務所の記録によると、申立人が当該期間に生活保護法による保護を受けていたことは確認できるものの、当該期間に係る国民年金の法定免除申請を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 10 月 29 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回、再申立てに当たって、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情や資料を提示することはできないが、従前の調査結果に基づいて再度の審議を希望しているところ、当委員会では、上記の調査結果に補足調査を行い慎重に審議した結果、申立人が申立期間において国民年金被保険者であったことをうかがわせる事情を確認することはできないため、申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付し、かつ、法定免除を受ける状況であったと認めることはできず、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間③の同保険料を免除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 4 月 1 日から 11 年 6 月 1 日まで
② 平成 12 年 6 月 1 日から同年 9 月 5 日まで

平成 6 年 4 月 1 日から 11 年 6 月 1 日までの期間及び 12 年 6 月 1 日から同年 9 月 5 日までの期間について、学生であった時に、教授の紹介で A 社に常勤扱いとして週末の土曜日及び日曜日に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が全て取り消されており、空白となっている。一部の期間についての給与明細書及び源泉徴収票を添付して申し立てるので、調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成 9 年から 12 年までの源泉徴収票、8 年から 12 年までの確定申告書並びに 12 年 7 月、9 年 12 月及び 1 月とのみ記載された給与明細書によると、厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間①及び②に係る資格取得日から定時決定及び資格喪失日までの被保険者記録は全て平成 15 年 3 月 28 日、同年 4 月 3 日及び同年同月 4 日付けで遡って取り消されていることが確認できる。当該事業所においては、6 年 8 月 1 日から 14 年 7 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得している申立人を除く 10 人についても、15 年 3 月 28 日付けで同資格が全て取り消されていることが確認できる。

また、上記 10 人のうちの 2 人は、「資格の名義貸し問題により、厚生年金保険の被保険者記録が取り消されていることについてはおおむね納得しているが、取消しについての説明も保険料の返還もなかった。」とそれぞれ回答している。

さらに、A社の元事業主は、「厚生年金保険の被保険者としての勤務の実態が無いにもかかわらず、申立人の資格の名義を借りていたため、社会保険事務局（当時）の指示で厚生年金保険の被保険者資格の取消しの処理がなされたものと思われる。」と回答しており、当該事業所の元給与事務担当者も、「資格の名義貸し問題で、社会保険等の被保険者資格は全て当時の管轄の社会保険事務所（当時）の指導を受けて取消しの手続を行った。」と回答している上、B年金事務所は、「C年金事務所に問い合わせたところ、申立期間当時の学生の資格の名義貸しが問題となり、調査の結果、学生を雇用関係が無いまま各地の事業所に派遣していたことが判明し、遡及して申立期間の申立人の厚生年金保険の被保険者資格は全て取り消されており、当該事業所に係る加入記録は無い。」と回答している。

加えて、申立人は、「A社では、土曜日から日曜日までの勤務であるが、月曜日まで勤務延長となる場合もあり、労働時間は平均週 30 時間以上となっていたはずである。」と主張しているところ、厚生年金保険の被保険者となるのは所定労働時間及び所定労働日数が通常就労者のおおむね4分の3以上である場合に被保険者とすべきであるとされており、一週間のうち3日の労働時間が30時間以上であることを根拠に厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 3 月から 12 年 2 月 1 日まで
② 平成 13 年 5 月 20 日から同年 6 月まで

私は、平成 7 年 3 月から 13 年 6 月まで A 社で継続して勤務していたが、年金記録では、同社における厚生年金保険被保険者記録は、12 年 2 月 1 日から 13 年 5 月 20 日までの期間しか無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録及び A 社から提出を受けた賃金台帳の記録から判断すると、申立人が、申立期間①のうち、平成 7 年 4 月 3 日から 12 年 1 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社の事業主は、「本人の希望により、申立人を厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している上、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成 12 年 2 月 1 日と届け出られていることが確認できる。

また、文書照会に対し回答があった元従業員からも、厚生年金保険に加入する前の期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す証言も無い上、申立人は、「申立期間当時、B 医院に通院していた。」と供述しているところ、B 医院は、「申立人が、11 年 2 月 24 日に、国民健康保険を使用して受診した記録が確認できる。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録及び上記の賃金台帳の記録から、申立人が、平成13年5月19日に離職していることが確認できる。

しかし、上記賃金台帳によると、平成13年5月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成13年5月20日と届け出られていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 3 月 30 日に A 社に入社し、同年 7 月 1 日から同社と同じ事業主が経営する B 社へ異動した。

年金記録では、A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 27 年 10 月 1 日から 28 年 7 月 1 日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ住所が判明した 9 人に対し、厚生年金保険の加入状況について文書照会したところ、回答があった 7 人のうち、自身の入社日を記憶しているとする 5 人全員が、「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していない。」と証言している。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人が A 社に同時期に入社したと記憶している元同僚二人は、いずれも申立人と同じ昭和 28 年 7 月（4 日又は 5 日）に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社の創業時からの責任者の一人は、「A 社では、採用した従業員を正社員とするまでに、3 から 4 か月間の試用期間を設けていた。」と証言している。

これらのことから判断すると、A 社では、当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入

させていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、A社の当時の事業主には連絡が取れず、元従業員に照会しても、厚生年金保険に加入する前の期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 10 月 16 日まで
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 40 年に集団就職でA社に入社し、その後、母の遠縁であるB事業所に転職し、当該事業所が倒産するまで販売の仕事に従事した(申立期間①)。

次に、B事業所の後に就職したC社に在勤中、D事業所から誘いがあり、同事業所に入社した。同事業所は、E社の特約代理店であり、配達業務に従事した(申立期間②)。

両事業所共に、勤務したにもかかわらず厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶しているB事業所の所在地、業種、得意先及び事業主の家族構成等は、同店の隣人の証言と一致することから、期間の特定はできないものの、申立人が同店に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、B事業所の元事業主は、既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない上、オンライン記録によると、元事業主は、申立期間①において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、D事業所に勤務するに至った経緯等の申立人の詳細な供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同事業所が近隣の同業者と共に設立したF協業組合は、申立期間②より後の昭和49年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同店の元事業主及び元従業員が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間②は、同組合が厚生年金保険に加入する前の期間であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、D事業所の元事業主及び元従業員の一人は、申立期間②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、D事業所の元事業主は、既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立期間①及び②における雇用保険被保険者記録も確認できない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 1 月から 36 年 12 月末までの期間、A社の事務所で給与計算を含め経理業務の一切を行う臨時事務員（非正規職員）として採用された。同社では入社当初、臨時事務員には社会保険は完備されていなかった。

しかし、昭和 33 年 4 月に、A社B支店から、臨時事務員も厚生年金保険に加入することとなった旨の連絡を受けたので、私は、同年 4 月分に係る給与以後、自分自身の給与について、厚生年金保険料を控除する計算をしていた。

昭和 37 年 1 月からは、A社B支店における内勤業務に異動したが、事務所における外勤業務だった申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA社B支店庶務課に在籍し、事務所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当社では全国的に、各支店とは別に、各支店総務課又は各支店庶務課としても、適用事業所としていた。このようにしていた理由は、非正規社員を厚生年金保険に加入させる目的があったとも考えられ、現場の臨時事務員として採用された申立人が、申立期間に同社B支店で被保険者資格を取得している可能性は極めて低い。」と回答している。

また、申立人が同じ女性事務員として唯一記憶している元同僚についても、A社B支店及び同支店庶務課の双方に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A社(株)B支店庶務課は、昭和 37 年 1 月

1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、同課が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる上、申立人を含む38人が、同日に、同課において厚生年金保険被保険者資格を取得し、38人のうち申立人を含む36人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が連番であるなど、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月16日から21年3月22日まで
② 昭和25年9月21日から26年4月1日まで

昭和20年3月16日からA社で働き始め、26年4月1日からはB社に勤務したが、20年3月16日から21年3月22日までの期間及び25年9月21日から26年4月1日までの期間の年金記録が無い。調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和20年3月16日からA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者記録を有し、所在が確認できた15人に照会を行い、8人から回答を得たが、申立人のことを記憶している者はいるものの、申立期間①において申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

また、上記8人のうち4人は、それぞれの主張する入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の取得日は昭和21年3月22日となっている上、申立人が申立事業所において同資格を取得した厚生年金保険被保険者番号の払出簿の資格取得日及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における資格取得日も同日であることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和26年4月1日まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る被保険者名簿によると、申立期間に被保険者記

録を有し、所在が確認できた15人に照会を行い、8人から回答があり、申立人のことを記憶している者はいるものの、申立期間②において申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

また、上記被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和25年9月21日となっているところ、申立人が記憶する上司5人のうち、申立期間に勤務した店の上司を含む4人の資格喪失日も、申立人と同日であることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、210人の被保険者のうち申立人を含む半数以上の122人が昭和25年9月21日に資格を喪失していることが確認できることから、A社ではB社に民営化された26年4月1日の前に、多くの従業員の資格を喪失させていたことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月31日から33年3月15日まで

私は、昭和31年から平成3年にかけて、年金加入35年を目標に、1日たりとも仕事を休んだことはないが、年金の裁定請求時に、「35年には1年半ほど足りない。」と言われて、おかしいと思っていた。

調べてみると、昭和31年4月から33年3月まで勤務していたA社における厚生年金保険被保険者記録が、31年7月で打ち切られているのを知り驚いた。

調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格を有することが確認できる元従業員24人に照会したが、回答があった14人全員が申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが確認できない。

また、上記14人のうち10人が、「A社で勤務していた期間と、厚生年金保険の加入記録が一致する。」と回答している（残る4人のうち、二人は「不明」と回答、二人が無回答）。

一方、申立人は、「A社を退職して、1日も空けずにB社に転職した。」と供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格を有する28人に照会し、19人から回答を得たが、複数の元同僚が、「申立人は、昭和31年夏頃に入社した。」と証言しており、申立人は、申立期間当時、A社ではなくB社において勤務していたことがうかがえる。

また、回答を得た19人のうち、8人が、「勤務期間と厚生年金保険加入記録が一致しない。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、申立人と同日（昭和33年3月15日）に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の元同僚は、「私は29年8月頃入社した。」「33年3月までは、親会社のC社の健康保険組合において、健康保険だけ加入していた。」とそれぞれ供述していることから、B社は、一定期間内に入社した申立人を含む複数の従業員を同年3月15日にまとめて厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2473 (事案 1073 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月1日から同年5月31日まで
② 昭和21年10月31日から22年3月31日まで

私は、平成21年11月9日付けで申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知を受けたが、納得できない。

戦友の父親の紹介で昭和21年2月にA社B支店に入社し、22年3月末に退職するまでの間、継続して同社に勤務していたと記憶しており、新たな資料は無いが、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B支店における厚生年金保険の被保険者記録を有する元従業員等13人から聞き取りを行ったところ、申立人のことを記憶している者6人のうち5人は、「申立人の勤務していた期間については分からない。」と証言しており、残る一人の「申立人は、昭和21年4月頃から同年10月頃まで勤務していたと思う。」との証言が社会保険庁(当時)の記録とおおむね一致していること、ii) 同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、20年10月から21年2月までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を新たに取得した者は確認できないこと、iii) 同支店に係る上記被保険者名簿によると、同年3月1日に60人、同年5月1日に27人、同年6月1日に申立人を含め11人が被保険者資格をそれぞれ取得していることから、当時、事業主は、勤務していた従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年11月9日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料や事情は無いものの、昭和21年2月1日から22年3月31日までA社B支店に継続して勤務していたことは間違いないので、再調査してほしい。」と主張して、再度申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の業務を継承しているC社は、「当時の資料などは既に廃棄されている。」と回答しており、当時の状況を確認することはできない。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が戦友とする元同僚の被保険者資格取得日は昭和21年5月1日であり、申立人が勤務を開始したと主張する時期よりも3か月後となっている上、当該同僚の所在は確認できないことから、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、申立期間にA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、申立人が同じD部署所属であったと記憶する複数の元同僚は、既に死亡、又は「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年頃から32年頃まで
② 昭和32年頃から34年頃まで
③ 昭和37年頃から39年頃まで

私は、昭和30年頃から、A社のB施設作業所内C班において、D業務や、E業務を担当しており、班長や同僚の名前を覚えている（申立期間①）。

B施設における作業終了後、C班は、2台の観光バスで、同じA社のF施設の建設現場に移動した。私は、G業務を担当していた。当時行われた身体検査の結果、班員のうちの数人が感染症と言われ、地域の村外れにあった病院に入院したことなどを覚えている（申立期間②）。

その後、私は、多くの現場で勤務したが、昭和37年頃から39年頃までは、H社のI施設作業所内J班で、K業務に従事しており、この時の同僚の名前も覚えている（申立期間③）。

社会保険事務所（当時）からは、これらの期間について、厚生年金保険の加入記録が見当たらないと回答されたので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の具体的な記憶から、正確な期間は特定できないものの、当時、A社のC班に在籍し、現場で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「当社の従業員名簿には申立人の名前は記載されていない。同名簿には正社員しか記載していないので、申立人は正社員ではなかったと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間①及び②において、同社の正社員ではなかったことが確認できる。

また、A社は「当社は、昭和20年代から40年代中頃までは、申立人のよ

うな業務等を担当する労務者を直接雇用し、給与支給も当社で行っていた。しかし、労務者は常用雇用の正社員ではなく、健康保険、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、申立期間①及び②当時、同社は、申立人について、厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

- 2 申立期間③については、元同僚の一人は、「申立人は、昭和 37 年頃から 39 年 10 月頃まで在籍していた。」と証言し、もう一人の元同僚も、「申立人は、37 年の始めから 39 年頃まで在籍していた。」と証言していることから、申立人が、申立期間③当時、H社の J 班に在籍し、I 施設作業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、上記二人の元同僚のH社における厚生年金保険被保険者記録は、前者が昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 1 月 1 日までの 2 か月間（申立期間③の一部）、後者が 40 年 8 月 1 日から 41 年 5 月 1 日までの 9 か月間（申立人の同社における被保険者期間の一部）であることが確認できることから、同社は、当時、I 施設作業所に勤務していた労働者について、少なくとも、勤務していた全期間について厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 26 日から 48 年 2 月 1 日まで

私は、A社B事業所に勤務していた知人(故人)の紹介により、昭和 46 年 5 月 26 日から 48 年 1 月 31 日まで、同事業所において、A社の非正規職員(非常勤職員のうち、嘱託職員とは異なる日給月給職員)として受付事務に従事していたが、年金記録では、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

就職する前に、知人からは、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険が完備されている。」と聞かされていたし、同僚と近くの医院に通院していた記憶もあるので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の当時の具体的な記憶から、申立人が申立期間においてA社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所を所管するA社C部局D課は、平成 8 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、同課が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社C部局は、昭和 35 年 1 月 1 日に適用事業所となっていることが確認できるものの、同部局D課の担当者は、「当部局は、非正規の職員を厚生年金保険の加入対象としているが、申立人のような非正規の施設職員等は対象外である。」と回答していることに加え、当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は当時の元同僚二人の名前(うち一人は姓のみ)を挙げているが、個人を特定することができないことから、同僚等に聞き取り調査等を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、E共済組合も、「申立人に係る加入記録は存在しない。」と回答している上、申立人が元同僚と通院したとする医院も既に廃業しており、当該医院長からも聴取できないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 40 年 2 月 15 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 7 月 3 日から 62 年 11 月 2 日まで

私は、昭和 36 年 11 月 1 日に A 事業所（現在は、B 社）に入社し、40 年 5 月 18 日に退職するまでの間、継続して勤務していたと記憶しているにもかかわらず、同年 2 月 15 日からしか厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

また、C 社を退職した後の昭和 41 年 2 月 1 日に D 社に入社したが、同年 6 月 1 日からしか厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

さらに、昭和 59 年 7 月 3 日に E 事業所に入社し、F 職として勤務していたと記憶しているにもかかわらず、62 年 11 月 2 日からしか厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 36 年 11 月 1 日から A 事業所において継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人は昭和 40 年 2 月 15 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、「申立人の勤務期間が 2 から 3 か月間だったと言う従業員もおり、同通知書のとおり短期間の勤務で間違いない。」と回答している。

また、申立人が記憶する元同僚、及び A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間①に被保険者資格を取得している元従業員 20 人を把握し聞き取りを行ったところ、10 人から申立人を記憶している旨

の証言は得られたものの、いずれの者も「勤務期間は覚えていない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和41年2月1日からD社において継続して勤務していた。」と主張しているが、同社は、「当時の人事資料等は無く、当時の担当者も既に退職しており、当時の状況は不明である。」と回答している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和39年8月1日から申立期間②を含む41年12月1日までの間に同社において被保険資格を取得している元従業員3人を把握し聞き取りを行ったところ、40年5月1日に同資格を取得している元従業員は、「申立人は自分より1年くらい後の入社ではないか。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和41年2月1日から同年3月23日までの間は、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和59年7月3日からE事業所において継続して勤務していた。」と主張しているが、同事業所は、「当社は、39年4月に厚生年金保険の適用事業所になった時点から現在まで被保険者資格取得確認通知書の控えを全て保管しているが、申立人については、62年11月2日に新規に被保険者資格を取得している。」と回答している。

また、申立人が記憶する元同僚及びE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間③に被保険者資格を取得している元従業員14人を把握し聞き取りを行ったところ、3人から申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、いずれの者も「勤務期間は覚えていない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、E事業所に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者記録の始期は、昭和62年11月2日であり、オンライン記録と一致する。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 16 年 5 月から A 県の B 地にあった C 事業所で D 商品販売に従事していたが、戦時中の D 商品統制により、同事業所が 18 年 12 月に閉鎖となった。このため、19 年の初めから同年 12 月までは、同じ建屋において、D 社の業務である E 商品等の生産に従事していた。

昭和 19 年 10 月から同年 12 月までは給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うが、この 3 か月間の年金記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な当時の記憶から、期間は特定できないものの、申立人が B 地にあった D 社の事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、D 社の元上司及び元同僚に関する記憶が無い上、複数の元従業員に照会しても、申立人が同社において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言は得られない。

また、D 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも申立人の加入記録が確認できない上、同社を承継している F 社は、当時の関係資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月19日から平成4年5月31日まで
私は、A社を退職後、知人を頼ってB市のC社に運転手として入社した。一時期、同社の関係者が立ち上げたD社という人材派遣会社においても勤務していたが、またC社に戻り、平成4年まで勤務していたのに、同社における年金記録が無い。
D社では厚生年金保険に加入していなかったと思うが、C社では加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は平成8年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる上、同社は、「申立人に係る厚生年金加入の届出も、保険料の納付も行っていない。」と回答している。

また、申立人が記憶している元同僚二人に照会したが回答を得ることができず、申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当該元同僚二人についても、申立期間にC社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B市役所によると、申立人は、昭和57年8月11日に国民健康保険に加入し、平成10年5月20日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2479 (事案 296 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 3 月 31 日まで
A社においては、健康保険証を使って1回病院に行った記憶がある。
B社については、昭和 61 年 10 月頃に入社し、約 2 年間勤務していた。調査の上、記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) 元同僚一人の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、同社は既に廃業しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できないこと、ii) 申立人及び元同僚が記憶する元従業員及び元経理担当者についてオンライン記録に厚生年金保険被保険者記録が無いこと、iii) 複数の元同僚からも申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られないこと、iv) オンライン記録によると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないこと等から、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人のB社に係る雇用保険被保険者加入記録は、厚生年金保険被保険者記録とおおむね一致すること、ii) 申立期間について昭和 63 年 10 月 8 日から平成元年 3 月 23 日までの期間は、別事業所において申立人の雇用保険被保険者記録が確認できること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録のあっせんは行わないとの判断を行った旨、20 年 12 月 17 日付けで通知が行われている。
- 2 申立人は、申立期間①について、今回新たな資料等を提出すること無く、「A社に確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを

認めてほしい。」との従来の主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、今回新たに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し、所在が確認できた元同僚3人に申立人の勤務実態について追加照会を行い、全員から回答（前回分を合わせると6人から回答）を得たものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、上記被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

3 申立人は、申立期間②について、今回新たな資料を提出しておらず、申立期間を「昭和63年7月29日から平成元年11月30日まで」としていたものを「昭和61年10月1日から63年3月31日まで」に変更しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、今回新たに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し、所在が確認できた元同僚二人に申立人の勤務実態について追加照会を行い、そのうち一人から回答（前回分を合わせると3人から回答）を得たものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、前回の調査において、B社は、「申立人については、当時の資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年4月1日まで

私は、平成7年3月末でA社を退職し、同年4月1日からB社（その後、C社を経て、現在は、D社）に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成7年3月末でA社を退職し、同年4月1日からB社に勤務した。」と主張しているところ、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、C社において同年同月1日から11年12月31日までの間、継続して被保険者であることが確認できることから、申立人が、申立期間に当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、「申立人は、平成7年4月1日から9年3月31日までの間、A社健康保険組合E支部において任意継続により健康保険被保険者資格を取得しているため、申立期間はC社で厚生年金保険に加入していない。」と回答しており、同社が保管する申立人の健康保険被保険者証の写し及び任意継続被保険者資格取得通知書の写しにより、申立人が、申立期間の始期である7年4月1日に、A社健康保険組合E支部において健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時、60歳以上65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の在職老齢年金制度においては、受給者が厚生年金保険の被保険者であった場合、一律に基本額の2割が支給停止されていたが、オンライン記録によると、申立人は、平成7年4月20日に裁定請求を行い、支給停止額は0円であることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる上、申立人は9年4月1日にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得して

いるところ、オンライン記録によると、同資格を取得したことにより、同年5月から基本額の2割が支給停止されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の妻は昭和61年4月1日から、国民年金の第3号被保険者であったところ、申立期間の始期である平成7年4月1日に第1号被保険者となり、8年*月*日に60歳到達に伴い資格を喪失していることが確認できることから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者ではなかった可能性がうかがえる上、同年3月11日に、7年4月以降の国民年金保険料を一括納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
A社では平成 4 年 5 月 31 日まで勤務したので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 6 月 1 日である。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において、平成 4 年 5 月 31 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が記憶する元同僚二人に申立人の勤務実態について照会したものの、当該元同僚二人は、「申立人には記憶があるが、退職日については不明である。また、厚生年金保険料の控除についても分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることはできない上、申立人の厚生年金保険被保険者記録は雇用保険被保険者記録と一致している。

また、A社は既に廃業しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合(現在は、C健康保険組合)は、「申立人に係る記録の保管は無く、不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年頃から 38 年頃まで
② 昭和 39 年頃から 40 年頃まで
③ 昭和 40 年頃から 41 年頃まで

私は、昭和 37 年頃から 38 年頃までは、A 市 B 区の C 社（申立期間当時は D 社、現在は E 社）、39 年頃から 40 年頃までは同市 F 区の G 社で、同年頃から 41 年頃までは同市 H 区の I 事業所（若しくは、J 事業所）又は、K 市の L 社で働いた。いずれの事業所でも厚生年金保険に加入していたが、年金記録が無い。回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D 社の複数の元従業員の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E 社の事務担当者は、「当時の人事資料は無いので、申立人については分からない。」と回答している上、同社の元従業員の一人は、「当時は、ある程度の期間勤務しなければ、厚生年金保険には加入しなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健保記号番号順索引簿に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②について、G 社の元従業員の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、上記元従業員は、「申立人の勤務期間や勤務形態、保険料控除は分からない。」と回答している。

また、申立事業所が入居していたビルの上階に申立事業所と同名の事業所

が確認でき、当該事業所では申立事業所と同様の事業内容だったことから、念のため、当該事業所の元従業員に照会したものの、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立事業所に係る健康保険記号番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「I事業所（若しくは、J事業所）又は、K市のL社で働いた。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿検索において、「I事業所」との名称を社名に含む事業所は、A市内に4事業所確認できるものの、いずれの事業所の健保厚年・職歴審査照会においても申立人の氏名は見当たらない上、同名簿検索において、「J事業所」との名称を社名に含む事業所は、A市内に見当たらないことから、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

さらに、L社の元従業員11人に対して、申立人について照会したものの、申立人を記憶している者はいない上、申立期間の健康保険記号番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 59 年 5 月 25 日まで
私は、昭和 54 年 4 月 1 日から 59 年 5 月 25 日までの間、A 事業所に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA事業所に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同事業所の元従業員の証言及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、日本年金機構B事務センターは、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。」と回答している。

また、A事業所の当時の事業主は既に死亡しており、当時C事務を担当していたとする事業主の妻は、「当時の厚生年金保険の取り扱いは覚えていない。」と証言しており、厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、オンライン記録によると、両人とも申立期間は国民年金の被保険者であり、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する元同僚一人及び元従業員二人は、「事業所自体が厚生年金保険の加入事業所ではなく、勤務していた期間における自身の社会保険の加入は、年金は国民年金あるいは未加入、健康保険はC国民健康保険組合であり、厚生年金保険に加入していないので保険料も控除されていない。」とそれぞれ証言しているところ、申立人も「健康保険はC国民健康保険組合であった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 2 年 3 月 20 日に A 社に入社し、5 年 10 月 31 日付けで同社を退社した。

年金記録では、私の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成 5 年 10 月 31 日となっているが、正しくは、同年 11 月 1 日であると思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出している申立人に係る平成 5 年 11 月の給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、A 社から提出を受けた厚生年金基金加入員資格喪失届及び雇用保険の記録により、申立人の同社の退職日及び離職日は、平成 5 年 10 月 30 日で一致していることが確認できる。

さらに、上記の資格喪失届によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
私が、A事業所で、正規の職員になるまでのアルバイト及び嘱託職員として勤務していた期間については、厚生年金保険に加入していたはずであるが、その期間の被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 59 年 8 月から A 事業所においてアルバイトとして勤務していたとする申立人の同僚が、「申立人は、A 事業所の正規の職員になる前から、私と一緒に働いていた。」と証言しており、別の同事業所職員は「当該元同僚と申立人は、当時、臨時職員として勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において、同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所人事課は、「申立人が正規職員になる前に臨時職員であったことは確認できるが、在籍期間等は不明である。労働者名簿等において申立人の氏名が確認できないので、厚生年金保険には加入していないと思われる。」と回答している上、申立期間当時、人事課で勤務していたとする職員二人が、「厚生年金保険の加入手続をしていないのに、給料から同保険料を控除するはずは無い。」と証言している。

また、申立人の同僚は、「私も申立人と同じように、正規の職員になるまで、最初は 3 か月の短期アルバイトで、その後、半年契約、1 年契約と継続して働いていた。当時は、国民健康保険に入り、自分で国民健康保険料を納付しに行ったような気がする。」と証言しており、当該同僚の A 事業所における厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録

の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に入社し、B業務をしていた。同社は、「C」を商品開発し、D社を立ち上げた。両社の社長は同一人物で、その社長から、D社に移るように言われたので、会社を替わったが、その間に空白期間があるわけが無く、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 54 年 3 月 1 日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、58 年 6 月 30 日に同資格を喪失後、D社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 9 月 1 日に、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いが、雇用保険の記録によると、申立人は申立期間当時、A社に係る被保険者期間であることが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 58 年 6 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険証を返納していることが確認できる上、申立人と同日に同社に係る同被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員が申立人のほかに 3 人確認できるところ、当該元従業員 3 人は全員、申立人と同様、資格喪失時に健康保険証を返納し、同年 9 月 1 日に、D社において同被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

また、A社及びD社はいずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、両社の代表取締役であった元事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険の事務処理のことは分からない。」と回答しており、申立期間当時の事務担当者は、「両社は既に潰れてしまい、書類は残っておらず、当時のことを覚

えていないが、新しい会社を作るときには、いろいろ手続があるので、社会保険の手続が遅れた可能性は考えられる。健康保険証が無いのに、保険料が控除されていたら、社員は変に思うだろうから、保険料を控除していたはずはないと思う。」と証言している。

さらに、申立人同様、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い上記の元従業員3人のうち2人（残りの1人は既に死亡）に照会したものの、「給料明細書などの資料は保管していない。」と証言しており、申立期間における保険料控除について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から同年 10 月まで

私は、昭和 44 年 2 月から同年 10 月までの間、A 社で勤務していたが、申立期間の厚生年金の被保険者期間が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社に勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、事業所名称は不明であるものの、昭和 44 年 2 月 26 日から同年 6 月 5 日までの被保険者期間が確認できる上、同社の複数の元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しており、事業主の妻は、「当該事業所に係る資料については残っていない。」と証言していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、A 社は、昭和 44 年 7 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間のうち、同年 2 月から同年 6 月 30 日までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 44 年 7 月 1 日から同年 10 月 12 日までの間に被保険者資格を取得している元従業員 17 人のうち、連絡先の判明した 7 人に照会したところ、6 人から回答があり、そのうちの 3 人から申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、「申立人の勤務期間は分からない。」と証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言は得られない。

加えて、上記の被保険者原票によると、昭和 44 年 7 月 1 日から同年 10 月 12 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から28年7月1日まで
昭和25年2月にA社を退職、翌月にB社C支店に入社し、同年3月1日から29年1月21日まで継続して勤務した。年金記録が28年7月まで抜けているのは納得できない。調査の上、記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和25年3月1日から29年1月21日までB社C支店に継続して勤務した。」と主張している。

しかしながら、B社C支店では、「当社の社員名簿において、申立人に係る記録が見当たらず、社会保険関係の書類も残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人は、元同僚5人の姓を記憶しているところ、このうち4人については、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同姓の従業員は見当たらない上、残りの一人については、当該被保険者名簿において同姓の従業員が確認できるものの、当該元従業員は既に死亡しているため、証言を得ることができない。

さらに、申立期間当時にB社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員のうち連絡先が判明した29人に照会したところ、回答のあった18人のうち17人は「申立人のことは知らない。」と供述しており、残りの一人は、「昭和25年頃申立人と一緒に勤務した。」と証言しているものの、オンライン記録によると、当該元従業員は、25年頃、別の事業所において被保険者記録が確認できる上、当該元従業員が記憶する申立人の職種が申立人の供述と一致しないため、別人の可能性がうかがえる。

加えて、上記回答のあった18人のうち10人が記憶する自身の入社日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していない上、このうち、申立人と同日の昭和28年7月1日に資格を取得している元従業員は、「正社員になるまでの3年ぐらいは臨時社員であり、正社員になるまでの期間の年金の記録は無い。」と供述しており、27年2月1日に資格を取得している元従業員の一人は「昭和24年頃入社したとき、厚生年金保険に加入するかどうか意向を聞かれたので、私は加入しなかった。」と供述していること等から、申立期間当時、B社C支店では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

その上、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険記号番号払出簿において確認できる申立人の同支店に係る被保険者取得日は、いずれも昭和28年7月1日であり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から60年3月31日まで

私は、昭和58年3月に定年によりA事業所を退職し、同事業所のB事業の嘱託職員として採用されたが、同年4月1日から60年3月31日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。この間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する職員台帳により、申立人が申立期間において、同事業所の嘱託職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所が保管する社会保険加入台帳の申立人の欄を確認すると、「社保取得昭和60年4月1日、社保喪失平成7年4月1日」と記載されている上、同事業所では「申立人は昭和58年4月1日から60年3月31日までの期間、C組合の任意継続健康保険に加入していた。」と回答しており、同事業所では、申立期間において申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人と同様、昭和58年3月にA事業所を定年退職し、同年4月1日から同事業所の嘱託職員となった元同僚は、「定年退職時に、担当者から厚生年金保険には加入できないと説明を受け、申立期間当時は健康保険だけ加入していたことを記憶している。」と証言しており、オンライン記録によると、当該元同僚の同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同様、60年4月1日であることが確認できる。

さらに、A事業所の担当者は、「厚生年金保険に加入していない者から、厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。